

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 16 日

上越市長 中 川 幹 太

- 1 施行者の名称
新潟県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
上越都市計画道路事業 3・3・4号飯門田新田線
- 3 都市計画事業の変更認可告示年月日
令和 6 年 3 月 26 日
- 4 事業施行期間
自 令和 3 年 10 月 25 日
至 令和 13 年 3 月 31 日
- 5 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし
- 6 縦覧場所
上越市役所（道路課）